

第9回入善町農業委員会議事録

平成27年4月9日午後1時30分から第9回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 綿利秋	3番 笹原信一	4番 塚田周一	5番 長田昭
6番 柳澤勝譽志	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一
10番 愛場正利	11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮
14番 上島幸夫	15番 野島浩	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子

欠席委員 2名

2番 中島茂樹 16番 市森孝義

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	主幹	板倉晴
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事補	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第30号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第31号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第33号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件
日程第8	議案第34号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件
日程第9	議案第35号 入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さんお疲れ様です。異動の季節となりました。今回の人事異動で課長を始め3人の入れ替えがありました。心機一転してがんばっていききたいなと思っております。

農業委員会組織の改変が閣議決定され、法案が作成されているようですが、私たちが思っている以上に大変窮屈なものとなるようです。特に、農地利用最適化推進委員と言われるものの役割がはっきりしません。皆さんと意見交換をしながら、農業委員としての意見を出していきたいと思っております。

天気が悪い日が続いておりましたが、久しぶりにいい天気になりました。週末には選挙もありますので、しっかり投票しましょう。

それでは、事務局の入替えの挨拶をお願いします。

竹島課長

4月の異動により企画財政課へ配属となりました。農業委員会の事務局長としまして、平成22年4月から5年間お世話になりました。鍋嶋会長始め農業委員の皆様のご協力により、委員会を円滑に進めることができました。本当にありがとうございました。また、視察研修等貴重な経験もできました。

会長の挨拶にもありましたが、事務局の大幅入替えとなったところですが、新たな事務局長は、以前農政係長をしており、農政に精通しておりますので、これからも大変難しい時期に入っていきますが、農業委員会の方をよろしくをお願いします。

また、退職するわけではありませんので、今後ともご指導、ご協力をお願いすることがあると思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

上田係長

この度の異動で4月からがんばる農政課の農政係長に異動となりました。異動といいますが、同じ課でありますので、今までと異なる形で皆様とかかわる事となりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

農業委員会は、1年間と短い間でありましたが、視察研修等思い出に残る体験ができました。これからは、農政という立場でお願いすることもあると思いますので、またよろしくをお願いします。本当にありがとうございました。

柳澤主事

4月から新しくできた結婚・子育て応援課に異動となりました。農業委員会は1年間と非常に短い期間だったのですけれど、色々な場面で皆様とお話させていただき、多くのことを学ばせていただき、ありがとうございました。次の部署でも、こちらでの経験を活かしてがんばっていきたくと思いますので、今後ともよろしくをお願いいたします。本当にありがとうございました。

(前任者退出)

真岩事務局長

皆様ご苦労様です。この度の異動でがんばる農政課の課長となりました真岩と申します。以前に農政係長として5年間仕事をしておりました。2年ぶりに戻ってきたという形になり、また農業に関する仕事をさせていただくこととなりました。農政の情勢はめまぐるしく変わっていく中、農業委員会におきましても組織の見直し等ありますので注視していきたいと思っております。

また、町の基幹産業といわれる農業の発展のために努めて参りたいと思っております。皆様のご意見をいただきながら進めて参りたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

板倉主幹

この度の異動により、農地係長となりました板倉と申します。皆様には、今までもお世話になった方や、初めてお会いになる方がおられますが、私は農業関連の仕事は始めてですので、また一から勉強して参りたいと思っておりますので、皆様のお力をお借りしながら、役目を果たしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

金山主事補

4月から新規採用職員として入善町役場に入りました金山と申します。社会人一年目としてわからないことばかりで、皆様にはご迷惑をおかけすると思っておりますが、一生懸命がんばって参りますので、よろしくをお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

ありがとうございました。人だけでなく、事務局の名前もがんばる農政課に変わって、心機一転

でがんばっていききたいと思います。

それでは第9回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第9終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。15番野島委員と17番中島由起子委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

農地の所在地は、蛇沢〇〇で、登記地目、現況地目ともに田、合計面積は、1,177㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町高畠〇〇番地の〇〇さんです。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作が困難であるため、農地を譲受人に移転するために今回の申請となりました。

続いて、3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は居住地から50mで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8ヵ月にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は11,635㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地

の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、長田委員にいただいております。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長田委員

譲渡人は高島出身ですが、現在は青木に住んでおり、通作することが困難なことから譲ることにしたということです。事務局から説明のあったとおりで、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町上野〇〇、上野〇〇の計2筆、台帳地目は畑、現況地目は田で、合計面積は442㎡です。申請者は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は農家住宅敷地です。

申請者の〇〇さんは、町道の改良工事により、住宅敷地の一部が道路用地となり、それに伴い、住宅等の移転が必要になったことから、今回の転用申請となりました。

既存の住宅敷地の面積は1,067.20㎡で、転用後の住宅敷地面積は1,226.36㎡と移転前より増加しますが、住宅の新築や、既存の農作業所、格納庫、車庫、物置等を移転するために必要な面積と認められます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上

の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(e)による、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年4月28日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

現地の確認を行った委員は欠席していますが、事務局から何かありますか。

事務局

中島茂樹委員より伝言を承っていますので、報告します。

町道の拡幅に伴う住宅の移転のための転用ですので、止むを得ない理由ですし、周辺の農業経営に影響を与えるものではありませんので、問題ありません、とのことでした。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第31号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第31号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

まず、申請番号1番、申請地は、入善町田中〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は

499 m²です。譲渡人は、入善町田中〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

転用目的は、一般住宅敷地で、契約内容は、使用貸借権の設定です。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの出産を機会に住宅を新築する予定であり、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家から近い父親所有の申請地を借り受けて、今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅、車庫、納屋、庭等として利用し、面積は499 m²であり、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年4月28日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

次に、申請番号2番、申請地は、入善町上飯野〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,011 m²です。譲渡人は、入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町下飯野新〇〇番地の株式会社〇〇です。転用目的は資材置場(土砂)で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の株式会社〇〇は、工事用残土及び埋め戻し用の土砂の運搬を主として行う運送業者ですが、既存のストックヤードが一杯となり、今後も土砂の増加が見込まれることから、敷地を拡張して、十分な土砂置場を確保したいと考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、1,700 m²の土砂のストックヤードとして利用し、必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場(土砂)」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備するもので、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないもの」に該当すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

申請地は、平成27年4月28日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

最後に、申請番号3番、申請地は、入善町高島〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は528 m²です。譲渡人は、京都府〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇の〇〇さんで、譲受人は、入善町下飯野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は資材置場で、契約内容は所有権の移転です。

譲受人の〇〇さんは、個人で建設業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保したいと考えたことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、資材置場として利用するための必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者はなく、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番の確認をしました。長男の住宅敷地として、その他の土地も探しましたが適当なところがなかったようです。現地も確認してきましたが、事務局の説明のとおりで問題ないと考えます。

長田委員

申請番号2番は私が確認しました。資材置場ということで排水路や道路を現地で確認したところ、考慮されており、問題ないと思います。

塚田委員

申請番号3番の確認をしました。所有者が県外の方のため、耕作地としての管理が難しかったので、より有効活用になると思い、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

笹原委員

申請番号2番の申請地の山側や海側は農地なのですか。

長田委員

山側は、株式会社〇〇の資材置場になっていますが、海側は農地の部分もあるので、用水路を確保してあることを確認しました。

愛場委員

申請番号2番の申請地は、民家と隣接していますが、土砂置場ということで、風による土砂対策は考慮されているのでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

申請書類によると、雨水等の排水については、考慮されています。転用申請の添付資料では、風による土砂対策については、確認はできません。しかし、申請地の隣接地の住民の同意が得られていますので、よろしいのではないのでしょうか。

他に何かございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第31号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第32号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第32号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成27年4月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規2件、更新1件、合計3件の申請があります。

まず新規の申請です。

申請番号1番。小杉〇〇、地目は田、面積は1,798㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町桐山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,400円で期間は10年です。

申請番号2番。舟見〇〇、舟見〇〇、地目はすべて田、合計面積は2,422㎡です。貸付人は入善町墓ノ木〇〇番地の〇〇さん、借受人は黒部市宇奈月町愛本新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり7,700円で期間は10年です。

続いて再設定の申請です。

申請番号3番。笹原〇〇、地目は田、面積は778㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町笹原〇〇番地の〇〇さんで、借賃は10aあたり12,100円となり、期間は10年です。

以上、新規・再設定合わせまして3件の利用権設定です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

これらは全て農地中間管理事業を活用しない設定なのですね。

事務局

そうです。そのため、経営転換協力金等の対象外です。
今年度の1回目の農地中間管理事業は秋頃の予定となります。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第32号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第33号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。
事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第33号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成27年4月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成27年3月16日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が4件あります。

まず受付番号1番。除外願出者は入善町青島〇〇番地、〇〇さん、譲受人は入善町青島〇〇番地、〇〇〇ー〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、入善地区青島〇〇の内、地目は田、面積は223㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長に伴い一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になってきたため、父から申請地を借り受けて、実家の後ろに一般住宅を新築する計画です。申請地は、直接は道路に面していませんが、実家の敷地を通して進入できるため、建築基準法の接道要件を満たします。

申請面積は223㎡と、500㎡以内であるため一般住宅の基準を満たし、住宅、2台分の駐車場等として利用するため必要な面積です。

夫婦共働きであり、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいこと、反対に、実家の両親の老後の世話をしたいことから、実家の傍で建設する必要があるため、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が223㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区農業水利事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に受付番号2番。除外願出者は入善町上野〇〇番地、〇〇さん、譲受人は2名おり、1人は、入善町上野〇〇番地、〇〇さん、もう1人は、入善町上野〇〇番地、〇〇さんです。除外対象地は、上原地区上野〇〇、地目は田、面積は401㎡で、除外後の用途は住宅敷地（水道管理設用地）です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、水道のポンプから住宅へ水道を通すため、水道管を埋設する用地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請地北側の住宅敷地には、東側の端に水道のポンプがあります。

平成2年に、譲受人の1人である〇〇さんが住宅を建設した際に、東側のポンプから住宅敷地まで水道を通すため、申請地に水道管を埋設しました。

次いで平成7年に、もう1人の譲受人である〇〇さんが、さらにその奥に住宅を建設した際、〇〇さんの住宅敷地まで通っていた水道管を延長して申請地に埋設し、自宅まで水道を通しました。

農地法の手続きをせず水道管を埋設し、住宅敷地の一部として利用していたため、今回始末書を添付して申請し、水道管を共同で利用していることから、3分の1ずつ所有権を移転することで、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、〇〇さんの、3人の共有敷地とする計画です。

申請目的が水道管理設用地であるため、水道を通す住宅敷地の隣接地である必要があり、住宅敷地の隣接地において、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地の隣接地で、町道に挟まれ集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、申請面積が401㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、上野東地区団体営土地改良総

合整備事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて受付番号3番。除外願出者は入善町東狐〇〇番地、〇〇さんで、これは自己の所有地を自ら利用するものです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇、地目は畑、面積は228㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、申請者が開設する診療所の駐車場が不足しているため、隣接地に新たな駐車場敷地が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請者の〇〇さんは、入善町東狐で診療所を開設していますが、駐車場が不足しており、患者の多い時間帯には、前面の県道に路上駐車が発生している状態です。

そこで、申請地に10台分の駐車場を確保して、県道の通行の妨げにならないようにしたいと考えています。

申請目的が診療所の駐車場であるため、既存の駐車場の付近に確保する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、宅地と道路に囲まれた土地であるため、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は既存の側溝により農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が228㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

最後に受付番号4番。申請地は2名の共有地であるため、除外願出者は2名おり、1人は、入善町東狐〇〇番地、〇〇さんで、もう1人は、神奈川県〇〇市〇〇区〇〇-〇〇-〇〇、〇〇さんです。譲受人は入善町入膳〇〇番地、〇〇〇〇-〇〇、〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇の内、地目は田、面積は260㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

まず、農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの出産を機会に一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に該当すると考えます。

次に、除外要件の確認ですが、まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、町内のアパートで生活していますが、子どもの出産を機会に、実家の隣に一般住宅を新築する計画です。

申請地は、既存の宅地に隣接し、既存の排水路により、残地となる田からの排水が引き続き確保され

るため、周囲の農地の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

申請面積は260㎡と、一般住宅の基準を満たしており、住宅、2台分の駐車スペース、庭等として利用するため必要最小限の面積と認められます。

実家の両親の世話をすることができるよう、また、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいと考えていることから、実家の傍で建設する必要がある、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、既存の排水路等により取水排水がこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、当該変更に係る土地は、農業生産法人である担い手（所有等農地面積約28.9ヘクタール）が貸借し農業経営を行っている農地ですが、除外後においても所有等農地は28.9ヘクタールを維持する（農業経営面積0.1パーセント減）ことができます。

また、当該担い手は、平成27年度の耕作に向けて新たに3.7ヘクタールの利用権設定を行い農業経営を拡大することから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることはなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は側溝を設け隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が260㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外4件の申請になります。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質問、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第33号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 8、議案第34号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件を議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第34号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積を定めないことについて、決定を求めます。平成27年 4 月 9 日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

別段の面積についてですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が 50 a 以上にならなければならない、と規定されていまして、これがいわゆる 5 反歩要件です。平成 21 年 12 月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められています。そこで新年度初めの今回の農業委員会で、再び、別段の面積を定めないことを確認したいと思えます。

そこでまず、農地法施行規則第 17 条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について、確認いたしますが、別段の面積は 10 a 以上 50 a 未満の範囲内で設定すること、その区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が 40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

そこで入善町の状況を見てみますと、2010 年農林業センサスによると、全農家数 1,278 戸のうち、50 a 未満の農家数は 62 戸ですので、経営面積 50a 未満の農家数の割合は、4.9%となります。また、遊休農地の面積は、平成 26 年度末現在で、蛇沢の 0.4ha を残すのみとなっております。農地の集積率については、こちらも平成 26 年度末現在で、54.4%であり、認定農業者数は 125 経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について 50 a 以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、この件について、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

ございませんか。特に意見がないようですので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第34号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積に関する件について、昨年同様に、別段の面積を定めないことに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 9、議案第35号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第35号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日20経営第5791号）に基づき、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおり公表することについて、当委員会の決定を求めます。平成27年4月9日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会では、平成21年12月に農地法が改正されて以来、農業委員会活動の点検・評価を作成しております。これは町のホームページ上で1ヶ月間公表し、意見を求め、意見をもとに見直し、農業委員会で最終決定して、県を経由して国へ提出します。そして、最終的にできあがったものを再度、町のホームページで公表します。議案書の15ページから23ページまでが、平成26年度の点検・評価案、24ページからが、平成27年度の活動計画案となっています。では、説明させていただきます。

平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、入善町農業委員会。

I. 法令事務に関する点検です。

1. 総会等の開催及び議事録の作製についてです。

まず、総会等の開催日及び総会等が公開である旨の周知状況につきましては、町のホームページで周知しています。

総会等の議事録については、作製しています。作製までに要した期間は、平均 14 日間です。議事録の内容については、詳細なものを作製し、事務局での縦覧及び町ホームページで公表しています。

2. 事務に関する点検についてです。

農地法第3条に基づく権利移動の許可等については、3月までの数字で、1年間の処理件数は 23 件で、全て許可されています。事実関係の確認に関する実施状況については、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局職員が現地確認を行っています。

総会等での審議の実施状況については、議案に沿って審議・決定しています。

審議結果等の公表についての実施状況としては、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

標準処理期間については、申請書受理から平均で 20 日間と定めています。

次に、農地転用に関する事務についてです。1年間の処理件数は、3月までの数字で 47 件です。

事実関係の確認の実施状況としては、申請書類での確認及び担当農業委員と事務局員が現地確認を行っています。

総会等での審議の実施状況は、議案に沿って審議・決定しています。

審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

標準処理期間は、申請書受理から平均で 20 日間と定めています。

農業生産法人からの報告への対応ですが、管内の農業生産法人数は 38 法人、うち報告書を提出した農業生産法人数は 37 法人、うち催促を行った農業生産法人数は 11 法人で、催促後に全ての農業生産法人が報告書を提出しました。1法人は平成 26 年中に設立されたため、今回は報告不要でした。

次に、情報の提供等についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の

平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象賃借件数は1,451件、公表時期は平成27年3月で、町のホームページで周知しています。農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は1,045件、取りまとめ時期は平成26年12月です。農地基本台帳の整備については、整備対象面積は3,942haで、システムを利用して管理しており、月1回議案によるデータ更新を行っています。

農用地利用集積計画の決定についてですが、3月までの数字で、1年間の処理件数は796件で、全て決定されています。事実関係の確認に関する実施状況については、農用地利用集積計画における記載内容の確認を行っています。

総会等での審議の実施状況については、議案に沿って申請内容が許可基準に適合するか否かを審議・決定しています。

審議結果等の公表についての実施状況としては、議事録を作成し、事務局で縦覧及び町のホームページで公表しています。

それでは、Ⅱ. 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価です。

まず、現状及び課題です。平成26年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,717.2ha、遊休農地の面積は0.4ha、筆数は1筆です。入善町に1筆だけ残った遊休農地は、これまでも地権者を指導してきましたが解消に至らない案件であり、実現可能な解消策の検討と根気強い説得が必要です。

次に平成26年度の目標及び実績です。目標としては、0.4haの解消としていましたが、実際に解消には至りませんでしたので、達成状況は0%となります。

2の目標の達成に向けた活動についてです。まず、活動計画に関しては、農地の利用状況調査について、実施時期は6月から10月の計画で、調査人数は23人、調査結果取りまとめ時期11月から12月としていました。調査方法は、農業委員と事務局職員が協力して現地確認調査を行うという計画でした。遊休農地への指導については、8月から11月に行うという計画でした。

それに対する活動実績に関してです。農地の利用状況調査について、実施時期は6月から10月で調査員数は23人、調査結果取りまとめ時期は11月から12月となりました。農業委員会委員と事務局職員が協力して、農地の全筆について、利用状況調査を実施しました。遊休農地への指導については、農地法の改正による制度変更がありまして、平成26年度からは指導は行わなくなっていますので、空欄となっております。その他の取組状況としては、農業委員会委員全員による遊休農地の合同パトロールを9月に実施しました。

評価の案についてです。目標に対する評価の案としては、今年度は目標を達成できませんでしたが、今後も遊休農地0haの実現を目指す、としました。活動に対する評価の案としては、今後も粘り強く監視・指導を継続し、新たな遊休農地の発生を防止する、としています。

次に、Ⅲ. 促進等事務に関する評価です。

まず、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保についてです。

平成26年3月現在の現状は、農家数が1,554戸、農業生産法人数が38法人、認定農業者が117経営体、特定農業法人は7法人ありました。

課題ですが、将来にわたって入善町の農地が守ってもらえる体制を確立するため、農地中間管理事業を利用して、認定農業者の育成・確保を図ることが必要である。また、法人化と経営規模の拡大を推進することが重要な課題となります。

そこで、平成26年度の目標数字としては、認定農業者2経営体増加、特定農業法人と特定農業団体については、近年新規認定を希望する農業者が見当たらないため、0経営体としていました。実績としては、認定農業者は8経営体の増加、特定農業法人、特定農業団体については増加はなしでした。

目標の達成に向けた活動計画としては、認定農業者について、県農林振興センターや農業公社、農協営農指導員との連携を図りながら、意欲ある農業者や新規就農者、若手農業従事者等に、認定農業者制度の周知・普及を行うとしており、活動実績としては、認定農業者への認定に係る相談・指導を積極的に実施しました。特定農業法人と特定農業団体については、現在は、認定を受けても利点が少ないことから、新規認定を希望する農業法人等が見当たらないため、目標設定を0経営体とし、特段の活動を行いませんでした。

目標に対する評価の案としては、目標設定は妥当であり、引き続き高い目標設定を継続すべきとしました。

活動に対する評価の案としては、今後も意欲ある担い手に対し更なる相談と指導強化を図るとしました。

次に、2. 担い手への農地の利用集積についてです。

現状としては、管内の農地面積は 3,717.2ha で、これまでの集積面積は、平成 26 年 3 月時点で 1,865.8ha、集積率は 50.19% でした。課題としては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、経営を断念・放棄する零細農家の増加が想定され、農地の受入先となることのできる担い手の育成・確保、及び農地中間管理事業等の農地利用集積制度の周知と相談体制の充実等を図ることが必要でした。平成 26 年度の目標及び実績は、目標が 80ha で、実績は 153.4ha でしたので、達成状況は 191.75% となりました。

目標の達成に向けた活動としては、活動計画が、引き続き農業公社に農地利用集積アドバイザーを配置し、充実した相談体制を堅持するとともに、公共的媒体を活用した利用権設定の制度等の周知を図ることとし、町ホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動や、町広報誌やケーブルテレビを活用した啓発活動、農業委員と担い手との懇談会を開催し、農地の利用集積を働きかけるというものでした。活動実績としては、概ね計画のとおり実施できたと考えます。

目標に対する評価の案としては、町が目指すべき目標値としては、妥当であり、今後とも高いレベルでの目標設定を継続するべきとしました。活動に対する評価の案としては、今後も、農地中間管理機構や入善町農業公社と連携して、農地中間管理事業の積極的な活用と啓発活動に取り組み、更なる農地の利用集積を図る、としました。

最後に、3. 違反転用への適正な対応です。

平成 26 年 3 月現在の現状としては、管内の農地面積 3,717.2ha に対し、違反転用の面積は 0 ha です。課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を発見するのは、困難であるため、住民意識を高めるよう啓発活動の強化が必要であることがあげられます。

平成 26 年度の目標及び実績としては、目標、実績ともに 0 ha でした。

目標の達成に向けた活動としては、活動計画が、8 月のパトロールの強化と啓蒙であり、活動実績としては、発生防止に向けて農業委員会の一斉パトロールと農業委員及び事務局職員による個別パトロールを実施しました。

目標に対する評価の案としては、目標の設定は妥当であり、今後も継続すべき目標値であると考えます。活動に対する評価の案としては、今後も違反転用の発生予防に努め、違反転用 0 ha の継続を図るとしました。

平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、以上です。

続いて、平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。

まず、I. 法令事務（遊休農地に関する措置）についてです。

現状及び課題については、平成 27 年 3 月現在の現状は、管内の農地面積が 3,708.8ha で、遊休農地面積は 0.4ha、割合にして 0.01% です。課題としては、入善町に 1 筆だけ残った遊休農地は、これまでも地権者を指導してきましたが解消に至らない案件であり、実現可能な解消策の検討と、根気強い説得が必要です。

そこで、平成 27 年度の目標案及び活動計画案については、目標案が、遊休農地の解消面積 0.4ha で、目標設定の考え方は、耕作放棄地 0 ha の町の実現を目指して目標を設定しました。

活動計画案としては、農地の利用状況調査について、調査実施時期は 6 月から 10 月で、調査員数は 23 人、調査結果の取りまとめ時期は 11 月から 12 月で、調査方法としては、農業委員と事務局職員が協力して農地を巡回し、農地の全筆について利用状況調査を行うとしました。

次に、II. 促進等事務です。

まず、1 認定農業者等担い手の育成及び確保について、現状及び課題としては、平成 27 年 3 月現在の現状が、農家数 1,479 戸で、農業生産法人が 43 法人、認定農業者は 125 経営体で、特定農業法人は 5 法人、特定農業団体はありません。

課題は、農地中間管理事業を利用して、地域の農地をまとまった形で担い手に集積できるよう、地域の農業を担うことのできる認定農業者が全ての集落等に存在し、将来にわたって入善町の農地が守ってもらえる体制が確立できるよう、認定農業者の育成・確保を図ることが必要です。

また、認定農業者 125 経営体のうち法人経営が 42 経営体で、残り 83 経営体が個人経営であることから、農家の経営安定化を図るためにも、法人化と経営規模の拡大を推進することが重要な課題です。

平成 27 年度の目標案及び活動計画案については、まず認定農業者については、目標案が 2 経営体で、目標案設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画案は、県農林振興センターや農業公社、農協営農指導員との連携を図りながら、意欲ある農業者や新規就農者、若手農業従事者等に認定農業者制度の周知・普及を随時行うとしました。

特定農業法人については、目標案は 0 法人、活動計画案は、現在特定農業法人になる利点が少ないことから、新認定を希望する農業法人が見当たらないため、目標設定を 0 法人としたので、特段の活動は行わないとしました。

特定農業団体についても、目標案は 0 団体で、活動計画案としては、やはり現在特定農業団体になる利点が少ないことから、新認定を希望する農業団体が見当たらないため、目標設定を 0 法人としたので、特段の活動は行いません。

次に、2. 担い手への農地の利用集積についてです。

現状及び課題としては、平成 27 年 3 月現在で現状は、管内の農地面積が 3,708.8ha で、これまでの集積面積は 2,019.2ha であり、集積率は 54.44%です。

課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足、あるいは、米価下落による経営不振等で投資を継続する余力がないなどの理由により、引き続き、零細な個人経営農家の規模縮小や離農が進むことが懸念されることから、それらの農地の受入先となる担い手等の育成・確保、及び農地中間管理事業等、農地利用集積制度の周知と相談体制の更なる充実等を図ることが必要です。

平成 27 年度の目標案及び活動計画案については、目標案は、集積面積が、昨年と同じで 80ha で、目標案設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。

活動計画案としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図ります。

具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動は随時行い、7 月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。

また、農業委員と担い手との懇談会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

最後に、3. 違反転用への適正な対応についてです。

現状及び課題としては、平成 27 年 3 月現在の現状で、管内の農地面積は 3,708.8ha 違反転用面積は 0ha です。

課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、平成 27 年度の目標案及び活動計画案については、目標案は、違反転用の解消面積 0ha で、目標案設定の考え方としては、違反転用のない町を目指して目標を設定しています。

活動計画案については、違反転用の是正指導として、違反転用があった場合には早期解決に向けた指導・監視を行います。

違反転用の発生防止に向けた取組としては、8 月ごろに農業委員会の一斉パトロールを実施したり、農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施したりします。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年でを行い、6 月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。

入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年

度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を公表することについて、本日決定をいただければ、1ヶ月間、町のホームページで住民の皆さんの意見を求めることとなります。1ヶ月後に意見を集約して、各項目にある「地域の農業者等からの意見等」の欄を記入したものを、6月の農業委員会で審議します。6月の農業委員会で決定しますと、決定したものを再び町のホームページで公表する、という流れになります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

平成27年度の集積面積の目標が、「近年の年間平均増加数から設定」とありますが、近年の集積面積を考慮すると、もっと高くてもいいような気がします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。では、特に意見がないようですので、この件について採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第35号、入善町農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の公表について、原案どおり公表することに決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり公表することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、前回ご質問のありました「宅地から田にする場合の許可等について」事務局から説明をお願いします。

事務局

県に確認したところ、宅地から田にする場合は、特に農地法上の許可等は必要ないとのことでした。

ただし、減反政策の中で、新規開田の抑制の通達は確かにありました。平成15年度までは、米を作らない面積の配分だったため、新規開田分の面積も米を作らない面積に加算していましたが、現在は米を生産できる配分となったため、実質的なペナルティというものはないこととなります。

また、新幹線の用地取得後の残地について、宅地から田への変更について制限があるのではないか、という件についても確認してみましたが、国の方で特に何か制限をしているということはない、とのことでした。

続きまして、農業委員の皆さんに確認がありますが、任意組織である集落営農組合の役員等をしておられる農業委員さんが、いらっしゃるかどうかの確認です。

先般国会で提出されました農業委員会等に関する改正案について、農業委員の構成については認定農業者等が過半を占めなければいけないとされているところではありますが、「認定農業者等」の中に、任意組織である集落営農組合の代表者や役員を含めてはどうかということが検討されているそうですので、現状を把握させていただきたいと思います。農業委員さんの中で、認定農業者になっている農業生産法

人の役員の方、任意組織である集落営農組合の代表者や役員の方がおられましたら、人数を把握したいので、お知らせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

次に、配布しておりますリーフレット、「農地情報を発信し進めよう農地活用」についてです。

農業委員会ではこれまで農地台帳を整備し、農地の出し手と受け手の利用調整などに活用してきましたが、この農地台帳を公表することが、法律で定められました。公表されるのは、地番や面積等で、住所は公表されません。

公表には2種類ありまして、一つは、インターネット上で農地の地番や面積等を確認できるようになりました。これは、全国農業会議所が整備した農地情報公開システム、愛称「全国農地ナビ」が4月からスタートしておりまして、インターネット上の地図で農地の所在や農地の貸し借りの状態など、一定の情報を見ることができるようになっております。入善町におきましても、農地台帳の情報を全国農業会議所に提供していますので、入善町の情報も、インターネットで見ることができるようになっております。

もう一つは、窓口で地番を特定して農地の情報を閲覧することができるというものです。窓口で閲覧申請をすれば、所有者や耕作者の氏名も確認することができるようになりました。

最後にもう1点ですが、農業委員活動記録簿について、今年度のものを配布しますのでご活用、記録くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第9回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月1日 金曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後3時5分）